

高知県復興組織体制（草案）

1 策定の趣旨

南海トラフ地震が発生した場合、本県では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が必須になるため、速やかに復興業務を開始するための組織体制を事前に整備する必要がある。

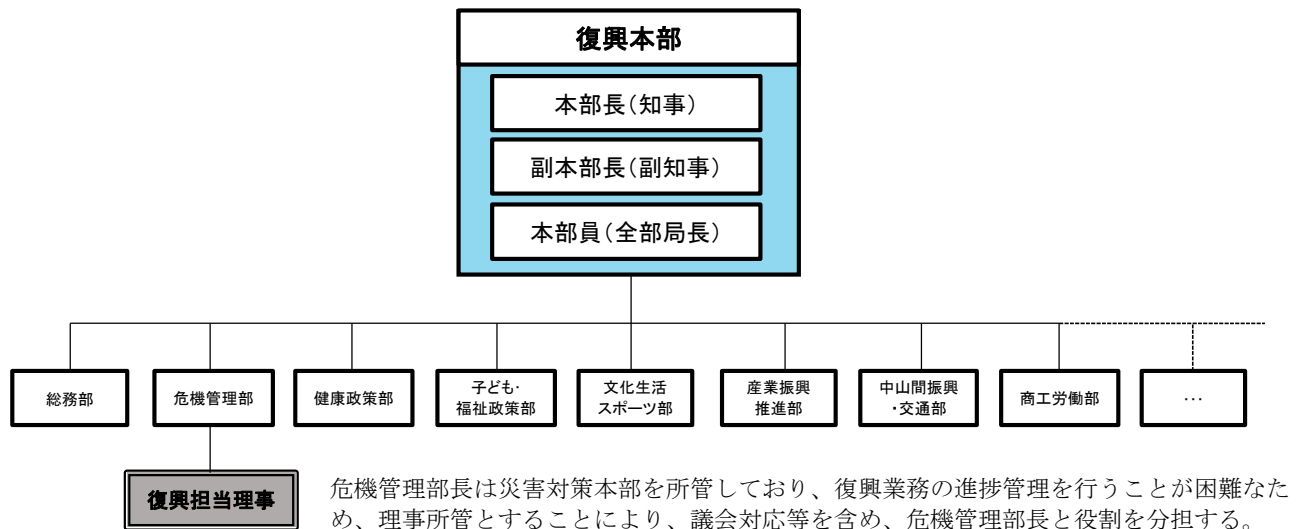
2 復興本部の体制

復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部とは別組織となる、知事を本部長とした、「復興本部」を設置する。

復興本部の設置にあわせ、危機管理部内に、復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する復興担当理事を配置する。

●復興本部とは

庁内における復興業務に関する意思決定機関。本県の目指す復興後の姿を明確に示した復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進する。



3 設置の基準

県内において大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」を設置した場合を基準として、復興本部設置の検討を行う。

4 復興業務の推進体制

速やかに高知県設置条例の改正を行い、「復興部（仮称）」を設置する。

●復興部（仮称）とは

復興本部の運営を担い、各部局の復興業務を統括する専任組織。本県における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野については、専任で所管する。

